

令和 2 年 1 2 月
令和 2 年 第 7 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第19号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第71号	令和2年度栃木市一般会計補正予算（第7号）	別冊
議案第72号	令和2年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第73号	令和2年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第74号	令和2年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	別冊
議案第75号	令和2年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 補正予算（第1号）	別冊
議案第76号	栃木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について	7
議案第77号	栃木市新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補助事業基金条例の 制定について	11
議案第78号	栃木市観光交流館条例の制定について	14
議案第79号	栃木市部設置条例等の一部を改正する条例の制定について	19
議案第80号	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	24
議案第81号	栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び 給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26
議案第82号	栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	29
議案第83号	栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第84号	とちぎ市民活動推進センター条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第85号	栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第86号	栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	37

議案第 87 号	栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第 88 号	とちぎ蔵の街観光館条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第 89 号	栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案第 90 号	栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	50
議案第 91 号	栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	52
議案第 92 号	権利の放棄について	55
議案第 93 号	栃木市土地開発公社の解散について	56
議案第 94 号	指定管理者の指定について（栃木市岩舟健康福祉センター）	57
議案第 95 号	指定管理者の指定について（栃木市勤労者総合福祉センター）	58
議案第 96 号	指定管理者の指定について （栃木市勤労青少年ホーム・栃木市勤労者体育センター）	59
議案第 97 号	指定管理者の指定について（とちぎ山車会館）	60
議案第 98 号	指定管理者の指定について（とちぎ蔵の街観光館）	61
議案第 99 号	指定管理者の指定について（栃木市倭町駐車場）	62
議案第 100 号	指定管理者の指定について（栃木市出流ふれあいの森）	63
議案第 101 号	指定管理者の指定について（栃木市岩舟農村環境改善センター）	64
議案第 102 号	指定管理者の指定について（栃木市いわふねフルーツパークセンター）	65
議案第 103 号	財産の取得について（児童用タブレット端末）	66
議案第 104 号	財産の取得について（生徒用タブレット端末）	67
議案第 105 号	工事請負契約の変更について	68
議案第 106 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	69
議案第 107 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	70

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 専決第 7号 損害賠償の額の決定に関する専決処分
- 2 専決第 8号 損害賠償の額の決定に関する専決処分
- 3 専決第 9号 損害賠償の額の決定に関する専決処分
- 4 専決第10号 損害賠償の額の決定に関する専決処分
- 5 専決第11号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年9月1日

栃木市長 大川 秀子

令和2年7月12日、栃木市樋ノ口町地内において発生した道路管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市片柳町1丁目地内居住者

2 損害賠償の額

91,766円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年9月8日

栃木市長 大川 秀子

令和2年7月14日、栃木市田村町地内において発生した道路管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木県下野市内居住者

2 損害賠償の額

131,670円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年10月19日

栃木市長 大川 秀子

令和2年9月17日、栃木市大平町蔵井地内の大平運動公園において発生した樹木の倒木による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市大平町富田800番地

日立グローバルライフソリューションズ株式会社 栃木事業所

2 損害賠償の額

358,600円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年10月20日

栃木市長 大川 秀子

令和2年9月17日、栃木市小平町地内の栃木第三小学校において発生した市主催事業における社会奉仕活動中の物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市平柳町1丁目地内居住者

2 損害賠償の額

126,421円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年10月29日

栃木市長 大川 秀子

令和2年7月25日、栃木市平柳町3丁目地内において発生した道路管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市柳橋町地内居住者

2 損害賠償の額

296,406円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

栃木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定
について

栃木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように制定
するものとする。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、栃木市教育委員会の職務権限に係る事務のうち、市長が管理し、及び執行する事務は、次のとおりとする。

- (1) 公民館の設置、管理及び廃止に関すること（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、公民館のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（栃木市公民館条例の一部改正）
- 2 栃木市公民館条例（平成22年栃木市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第3条中「栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第6条第2項及び第4項、第7条から第9条まで、第14条並びに第15条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改める。

（栃木市公民館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の日の前日までに前項の規定による改正前の栃木市公民館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定によ

る改正後の栃木市公民館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(栃木市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 4 栃木市スポーツ推進審議会条例（平成22年栃木市条例第222号）の一部を次のように改正する。

第2条中「栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会生涯学習部スポーツ振興課」を「地域振興部市民スポーツ課」に改める。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(栃木市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の日の前日までに前項の規定による改正前の栃木市スポーツ推進審議会条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の栃木市スポーツ推進審議会条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(栃木市地域運動広場条例の一部改正)

- 6 栃木市地域運動広場条例（平成22年栃木市条例第224号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条、第7条及び第8条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(栃木市地域運動広場条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行の日の前日までに前項の規定による改正前の栃木市地域運動広場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の栃木市地域運動広場条例の相当規定によりなされたものとみなす。

栃木市新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補助事業基金条例の制定について

栃木市新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補助事業基金条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補助事業基金条例

(設置)

第1条 市が実施する栃木市新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補助事業に要する経費の財源に充てるため、栃木市新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補助事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、栃木市新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補助事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市観光交流館条例の制定について

栃木市観光交流館条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市観光交流館条例

(設置)

第1条 観光案内、市の特産品の展示及び販売、観光情報等の収集及び発信並びに多目的交流の推進を行うことにより、交流人口の増加及び地域産業の活性化を図るため、栃木市観光交流館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 栃木市観光交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 栃木市観光交流館

位置 栃木市河合町1番2号

(事業)

第3条 栃木市観光交流館（以下「観光交流館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光案内に関する事。
- (2) 市の特産品の展示及び販売に関する事。
- (3) 観光情報、地域情報その他の情報の収集及び発信に関する事。
- (4) 多目的交流の推進に関する事。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、観光交流館の設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第4条 観光交流館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 観光交流館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(入館の制限)

第6条 市長は、観光交流館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を拒否し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

(利用承認)

第7条 観光交流館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定により承認された事項の変更については、同項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の承認に必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理運営上支障があると認めるとき。

(特別の設備等の設置等)

第9条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ市長

の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用しようとする場合に生じる費用は、利用者の負担とする。

(利用承認の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用承認の条件又は指示に従わないとき。
- (3) 偽りその他の不正の行為により利用承認を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき。

- 2 前項の措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第11条 利用者は、1平方メートルにつき日額1,000円を納付しなければならない。

- 2 利用する面積が1平方メートルに満たないとき又は利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該面積又は端数を1平方メートルとして計算する。

(使用料の減免)

第12条 市長は、規則で定める基準に従い、使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設の利用を終了したとき又は第10条第1項の規定

により利用を停止され、若しくは承認を取り消されたときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第14条 観光交流館の施設若しくは附属設備器具を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月20日から施行する。

栃木市部設置条例等の一部を改正する条例の制定について

栃木市部設置条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市部設置条例等の一部を改正する条例

(栃木市部設置条例の一部改正)

第1条 栃木市部設置条例（平成22年栃木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総務部」を「経営管理部」に、「財務部」を「地域振興部」に、「建設部 都市整備部」を「都市建設部」に改める。

第2条第1号中オを削り、カをオとし、同号に次のように加える。

カ 情報管理に関すること。

キ 防災に関すること。

第2条第2号中「総務部」を「経営管理部」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カを削り、同号に次のように加える。

オ 市有財産に関すること。

カ 予算その他財政に関すること。

キ 市税に関すること。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 地域振興部

ア 地域のまちづくりに関すること。

イ 公民館に関すること。

ウ スポーツに関すること。

第2条第8号中「建設部」を「都市建設部」に改め、同号に次のように加える。

ウ 都市計画に関すること。

- エ 区画整理に関する事。
- オ 市有建築物の営繕に関する事。
- カ 住宅に関する事。
- キ 建築指導に関する事。
- ク 開発許可に関する事。

第2条第9号を削る。

(栃木市国民保護協議会条例の一部改正)

第2条 栃木市国民保護協議会条例(平成22年栃木市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部」を「総合政策部」に改める。

(栃木市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部改正)

第3条 栃木市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例(平成22年栃木市条例第26号)の一部を次のように改める。

第6条中「総務部」を「総合政策部」に改める。

(栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正)

第4条 栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例(平成22年栃木市条例第51号)の一部を次のように改める。

第6条中「総務部」を「経営管理部」に改める。

(栃木市天幕使用条例の一部改正)

第5条 栃木市天幕使用条例(平成22年栃木市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第2条中「財務部」を「経営管理部」に改める。

(栃木市都市計画審議会条例の一部改正)

第6条 栃木市都市計画審議会条例(平成22年栃木市条例第185号)の

一部を次のように改正する。

第8条中「都市整備部」を「都市建設部」に改める。

(栃木市建築審査会条例の一部改正)

第7条 栃木市建築審査会条例（平成22年栃木市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第10条中「都市整備部建築課」を「都市建設部建築指導課」に改める。

(栃木市教育支援委員会条例の一部改正)

第8条 栃木市教育支援委員会条例（平成27年栃木市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条中「教育委員会教育部学校教育課」を「教育委員会学校教育課」に改める。

(栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例の一部改正)

第9条 栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例（平成27年栃木市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第9条中「都市整備部」を「都市建設部」に改める。

(とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業者審査委員会条例の一部改正)

第10条 とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業者審査委員会条例（平成29年栃木市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条中「環境課」を「クリーン推進課」に改める。

(栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例の一部改正)

第11条 栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例（平成29年栃木市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第9条中「都市整備部」を「都市建設部」に改める。

(栃木市歴史的風致維持向上協議会条例の一部改正)

第12条 栃木市歴史的風致維持向上協議会条例（平成30年栃木市条例第1号）を次のように改正する。

第8条中「総合政策部」を「地域振興部」に改める。

(栃木市新斎場PFI事業者選定委員会条例の一部改正)

第13条 栃木市新斎場PFI事業者選定委員会条例（令和元年栃木市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条中「斎場整備室」を「環境課」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成22年栃木市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の
特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 栃木市職員の給与に関する条例（平成22年栃木市条例第55号）
の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 栃木市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、

「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年栃木市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成22年栃木市条例第56号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)

- 5 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症に係る第4条第1項第1号に掲げる作業に係る感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲において規則で定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

とちぎ市民活動推進センター条例の一部を改正する条例の制定
について

とちぎ市民活動推進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

とちぎ市民活動推進センター条例の一部を改正する条例

とちぎ市民活動推進センター条例（平成22年栃木市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第2条中「栃木市境町19番3号」を「栃木市入舟町6番8号」に改める。

別表中印刷機の部を削り、同表備考を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前のとちぎ市民活動推進センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のとちぎ市民活動推進センター条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成22年栃木市条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第20項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「長期譲渡所得金額」を「長期譲渡所得の金額」に、「同条第2項中」を「、同条第2項中」に改める。

附則第21項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防
止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例

栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成22年栃木市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「土地へのたい積」を「土地への堆積」に、「原材料のたい積」を「原材料の堆積」に、「土砂等のたい積その他規則で定めるたい積」を「土砂等の堆積その他規則で定める堆積」に改め、同条第2号中「供する区域（」の次に「土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入に供する区域を含むものとし、」を加え、「区域。」を「区域をいう。」に、「当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上であるもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上であるもの

イ 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量が500立方メートル以上であるもの

ウ 土砂等の埋立て等に供する区域のうち最も高い地点又は最も低い地点と、当該土砂等の埋立て等に供する区域が接する道路のうち当該土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入口の高低差が5メートル以上であるもの

第10条第2号中「たい積」を「堆積」に改める。

第11条中「第11号」を「第12号」に改める。

第12条第1項中第12号を第13号とし、第3号から第11号までを1

号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 特定事業区域のうち最も高い地点及び最も低い地点と、当該特定事業区域が接する道路のうち特定事業に使用する土砂等の搬入口の高低差

第12条第2項各号列記以外の部分中「たい積を」を「堆積を」に、「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改め、同項第1号中「第5号」を「第6号」に、「第7号」を「第8号」に、「第10号」を「第11号」に改め、同項第2号中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改め、同項第3号中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に、「たい積の」を「堆積の」に改め、同項第4号中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に、「第14条第2項第3号ただし書」を「次条第2項第3号ただし書」に改める。

第13条第1項中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改め、同項第5号中「たい積の」を「堆積の」に改め、同条第2項中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める。

第17条第1項第3号中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める。

附則第4項中「たい積」を「堆積」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づき許可を受けている特定事業については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定に基づき特定事業でない土

砂等の埋立て等を行っている者で、この条例による改正後の栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により特定事業となる土砂等の埋立て等を行っている者は、施行日から起算して3月を経過するまでの間(以下「経過措置期間」という。)は、改正後の条例の規定に基づく許可を受けないで当該土砂等の埋立て等を行うことができる。その者が、経過措置期間内に、改正後の条例の規定に基づき許可申請をした場合において、当該許可申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。

栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する条例

栃木市保健福祉センター条例（平成22年栃木市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中栃木市都賀保健センターの項を削る。

別表第1中栃木市都賀保健センターの項を削る。

別表第2中2の項を削り、3の項を2の項とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

とちぎ蔵の街観光館条例の一部を改正する条例の制定について

とちぎ蔵の街観光館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

とちぎ蔵の街観光館条例の一部を改正する条例

とちぎ蔵の街観光館条例（平成22年栃木市条例第171号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中

「

多目的ホール・蔵座敷

を

」

「

蔵座敷

に

」

改める。

第6条第1項中「多目的ホール及び」を削る。

別表第1中多目的ホールの項を削る。

附 則

この条例は、令和3年2月1日から施行する。

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第1条 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成22年栃木市条例第234号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1, 216人」を「1, 021人」に改める。

第3条第1項第1号中「又は勤務する者」を「勤務し、又は通学する者」に改める。

第12条第1項中

「
副団長（方面隊長の職にある者） 年額 237,000円
副団長（方面隊副隊長の職にある者） 年額 170,000円
」
「
副団長（団本部） 年額 200,000円
副団長（本部分団） 年額 170,000円
」

改め、同条第2項第2号中「（方面隊長又は方面隊副隊長の職にある者にあつては当該職の変更）」を削る。

第13条第3項中「次の旅費相当額を」を削り、「費用弁償として」の次に「旅費を」を加え、同項各号を削り、同条に次の2項を加える。

4 前項の規定により支給する旅費の額は、栃木市職員等の旅費に関する条例（平成22年栃木市条例第60号）の規定を適用するものとする。

5 前項に定めるもののほか、旅費の支給の方法については、一般職の職

員の例による。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

階級 配置	団長	副団 長	分団 長	副分 団長	部長	班長	団員	計
団本部	1	6						7
女性分団			1	1	1	2	15	20
本部分団		12	6	12	18			48
栃木第1分団			1	1	1	1	11	15
栃木第2分団			1	1	1	2	17	22
栃木第3分団			1	1	1	2	13	18
栃木第4分団			1	1	1	2	15	20
栃木第5分団			1	1	1	2	15	20
栃木第6分団			1	1	1	2	25	30
栃木第7分団			1	1	1	2	15	20
栃木第8分団			1	1	3	3	38	46
栃木第9分団			1	1	3	4	42	51
栃木第10分団			1	1	3	4	43	52
栃木第11分団			1	1	4	4	40	50
栃木第12分団			1	1	3	4	48	57
大平第1分団			1	1	3	4	35	44

大平第2分団			1	1	2	4	27	35
大平第3分団			1	1	3	3	34	42
藤岡第1分団			1	1	2	2	28	34
藤岡第2分団			1	1	2	2	28	34
藤岡第3分団			1	1	2	2	28	34
藤岡第4分団			1	1	2	2	28	34
都賀第1分団			1	1	2	2	22	28
都賀第2分団			1	1	1	1	11	15
都賀第3分団			1	1	1	2	13	18
都賀第4分団			1	1	2	2	22	28
西方第1分団			1	1	1	1	11	15
西方第2分団			1	1	1	2	17	22
西方第3分団			1	1	2	2	18	24
西方第4分団			1	1	1	2	17	22
岩舟第1分団			1	1	2	3	30	37
岩舟第2分団			1	1	2	2	31	37
岩舟第3分団			1	1	2	4	34	42
合計	1	18	37	43	75	76	771	1,021

第2条 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「1,021人」を「1,009人」に改める。

第12条第1項中

「
副団長（団本部） 年額 200,000円
副団長（本部分団） 年額 170,000円
」を

「
副団長 年額 200,000円
」に

改める。

別表中

「

本部									
分団		12	6	12	18				48

」を

「

本部									
分団			6	12	18				36

」に、

「

合計	1	18	37	43	75	76	771	1,021	
----	---	----	----	----	----	----	-----	-------	--

」を

「

合計	1	6	37	43	75	76	771	1,009	
----	---	---	----	----	----	----	-----	-------	--

」に

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市文化会館条例の一部を改正する条例

栃木市文化会館条例（平成22年栃木市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中栃木市都賀文化会館（愛称ハートホール）の項を削る。

別表第1中

「

栃木市大平文化会館
栃木市藤岡文化会館
栃木市都賀文化会館
栃木市岩舟文化会館

を

」

「

栃木市大平文化会館
栃木市藤岡文化会館
栃木市岩舟文化会館

に

」

改める。

別表第2中4の項を削り、5の項を4の項とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市体育施設条例の一部を改正する条例

栃木市体育施設条例（平成22年栃木市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条、第6条、第7条ただし書、第9条ただし書、第10条第1項、第14条、第15条ただし書、第17条並びに第18条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第21条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1の栃木市大柿コミュニティセンターの項中

「

午前9時から午後10時まで。 ただし、宿泊利用の場合は、全 日利用することができる。	12月28日から翌年1月4日 までの日。ただし、12月27日 の宿泊は不可	を
--------------------------------------------------	---------------------------------------------	---

「

午前9時から午後10時まで。 ただし、多目的広場及び炊事場 は、12月27日を除き、午前 9時から翌日午前9時まで	12月28日から翌年1月4日 までの日	に
--------------------------------------------------------------------	------------------------	---

改める。

別表第2の12 栃木市大柿コミュニティセンター使用料の部を次のように改める。

1 2 栃木市大柿コミュニティセンター使用料

区分		使用料
調理室		1時間につき 310円
和室(1)		1時間につき 310円
和室(2)		1時間につき 310円
体育館	スポーツに利用	1時間につき 520円
	スポーツ以外に利用	1時間につき 1,300円
体験学習館		1時間につき 310円
浴室		1人1回につき 100円
多目的広場		無料
炊事場		無料

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の栃木市体育施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の栃木市体育施設条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例による改正後の栃木市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

権利の放棄について

次の権利を放棄することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

1 放棄する権利の内容

栃木市土地開発公社に対する貸付金

175,800,440円

2 放棄する権利の相手方

栃木市万町9番25号

栃木市土地開発公社

理事長 南斉 好伸

3 放棄する理由

栃木市土地開発公社の解散にあたり、債権を放棄するものである。

栃木市土地開発公社の解散について

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の規定により、栃木市土地開発公社を解散することについて、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市岩舟健康福祉センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 宇都宮市今泉町847番地16

名称 宮ビルサービス株式会社・株式会社日本理化シェアードソ
リューションズ共同事業体

代表団体 宇都宮市今泉町847番地16

宮ビルサービス株式会社

代表取締役 小矢島 重男

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
栃木市勤労者総合福祉センター
- 2 指定管理者に指定する団体
所在地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表者 代表取締役 関口 昌太朗
- 3 指定期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
栃木市勤労青少年ホーム及び栃木市勤労者体育センター
- 2 指定管理者に指定する団体
所在地 栃木県宇都宮市岩曾町1333番地
名称 環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体
代表団体 栃木県宇都宮市岩曾町1333番地
環境整備株式会社
代表取締役 竹島 秀幸
- 3 指定期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

とちぎ山車会館

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市万町4番1号

名称 一般社団法人栃木市観光協会

代表者 会長 大川 秀子

3 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

とちぎ蔵の街観光館

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市万町4番1号

名称 一般社団法人栃木市観光協会

代表者 会長 大川 秀子

3 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市倭町駐車場

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市万町4番1号

名称 一般社団法人栃木市観光協会

代表者 会長 大川 秀子

3 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市出流ふれあいの森

2 指定管理者に指定する団体

所在地 佐野市戸室町685番地1

名称 みかも森林組合

代表者 代表理事組合長 吉澤 浅一

3 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市岩舟農村環境改善センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市岩舟町下津原1585番地

名称 株式会社観光農園いわふね

代表者 代表取締役 大栗 崇司

3 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市いわふねフルーツパークセンター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市岩舟町下津原1585番地

名称 株式会社観光農園いわふね

代表者 代表取締役 大栗 崇司

3 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

財産の取得について

小学校児童用タブレット端末として、次の財産を取得することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により
議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

- | | | |
|---|--------|------------------------------------------------------------|
| 1 | 財産の表示 | 児童用タブレット端末 7,771台 |
| 2 | 取得の方法 | 条件付き一般競争入札 |
| 3 | 取得予定価格 | 544,941,375円 |
| 4 | 取得相手 | 宇都宮市中今泉3丁目1番13号
富士電機ITソリューション株式会社
北関東支店
支店長 菊川 洋一 |

財産の取得について

中学校生徒用タブレット端末として、次の財産を取得することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により
議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

- | | |
|----------|------------------------------------------------------------|
| 1 財産の表示 | 生徒用タブレット端末 4,019台 |
| 2 取得の方法 | 条件付き一般競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 281,832,375円 |
| 4 取得相手 | 宇都宮市中今泉3丁目1番13号
富士電機ITソリューション株式会社
北関東支店
支店長 菊川 洋一 |

工事請負契約の変更について

平成31年第1回栃木市議会定例会において、議案第33号として議決を経た工事請負契約（（仮称）栃木市文学館建築（市指定文化財「旧栃木町役場庁舎」改修）工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

契約金額を524,120,000円とする。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市大平町西野田414番地

氏 名 柏倉 裕

生年月日 昭和28年10月7日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年11月27日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市岩舟町豊岡354番地1

氏 名 旭岡 宗廣

生年月日 昭和25年1月4日

